大阪府景観整備機構の指定に関する手続要領

（趣旨）

第１条　本要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第92条第１項の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定の手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

（方針）

第２条　機構の指定に当たっては、法及び景観法運用指針（国土交通省・農林水産省・環境省）に定めるもののほか、本要領に基づき行うものとする。

（指定の申請）

第３条　機構の指定を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した景観整備機構指定申請書（様式第１号）を知事に提出するものとする。

1. 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
2. 事務所の所在地
3. 法人の種別
4. 指定後の予定業務

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

1. 定款
2. 登記事項証明書（申請日前３ヶ月以内に発行されたもの）
3. 組織図及び事務分担を記載した書面
4. 前事業年度（事業年度の定めのない法人にあっては、４月１日から翌年３月31日までの間とする。以下同じ。）の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
5. 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
6. 機構の業務に関し参考となる資料
7. 誓約書（様式第２号）

（機構の指定）

第４条　知事は、前条に基づいて申請があった場合、次に掲げる基準に適合すると認められるときは、機構として指定するものとする。

1. 法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に遂行できる執行体制が整っていること。
2. 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有すること。
3. 良好な景観の形成に関する活動の実績を有すること。
4. 役員等又は経営に事実上参加している者が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない者であること。
5. その他業務の適切な執行に支障がないこと。

２　前項の指定は、景観整備機構指定書（様式第３号）を交付することによって行う。

（変更の届出等）

第５条　機構は、法第92条第３項の規定による届出をしようとするときは、名称等変更届出書（様式第４号）によりあらかじめ知事に届出なければならない。

２　機構は、第３条第１項の規定により申請書に記載した業務に係る内容、代表者の氏名又は法人の種別に変更があったときは、変更があった日から30日以内に業務等変更届出書（様式第５号）により知事に届出なければならない。

（事業報告等）

第６条　機構は、毎事業年度の事業開始前に、当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書を知事に提出するものとする。

２　機構は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に、当該事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書を知事に提出するものとする。

附　則

この要領は、平成30年11月20日から施行する。

　　　　　　　令和元年７月22日一部改正